

## 第三十一回会

## 参議院農林水産委員会會議録第十九号

(一四三)

昭和三十四年三月十九日(木曜日)午前  
十一時五分開会

委員の異動

三月十七日委員柴野和喜夫君及び小笠原二三男君辞任につき、その補欠として野村吉三郎君及び小林孝平君を議長において指名した。

三月十八日委員野村吉三郎君辞任につき、その補欠として柴野和喜夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員

秋山俊一郎君  
堀本 宜實君  
東 隆君  
北 勝太郎君  
青山 正一君  
伊能 芳雄君  
河野 関根  
田中 茂穂君  
大河原 一次君  
河合 小虎君  
千田 正君

理事

雨森 常夫君  
堀本 宜實君  
東 隆君  
北 勝太郎君  
青山 正一君  
伊能 芳雄君  
河野 関根  
田中 茂穂君  
大河原 一次君  
河合 小虎君  
千田 正君

政府委員  
農林政務次官  
農林省農林  
經濟局長  
農林省振興局長  
増田 盛君  
高橋 衡君  
須賀 賢二君  
盛君

事務局側  
食糧庁長官 渡部 伍良君  
会専門員 安楽城敏男君  
説明員  
通商産業省  
軽工業局化  
肥料部長 村田 豊三君

○農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)  
○小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため壳り渡す国有てん菜糖の壳渡価格の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○日本てん菜振興会法案(内閣提出、衆議院送付)  
○臨時てん菜糖製造業者納付金法案(内閣提出、衆議院送付)  
○臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(秋山俊一郎君) ただいまから農林水産委員会を開きます。  
○農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題にいたします。

この法律案は、一昨十七日衆議院本会議において全会一致をもって原案通り可決され、即日当院に送付、当委員会に付託されました。ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(秋山俊一郎君) 速記を始め  
て下さい。

右決議する。  
昭和三十四年三月十九日  
参議院農林水産委員会

以上であります。  
そこで、簡単に説明を加えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(秋山俊一郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○東隆君 私は、日本社会党を代表して、本法案に賛成をするものであります。

なお、この機会に農業共済基金の重要性にかんがみ、この業務の円滑、健全な運営について、政府の善処を促すために、各派の共同によって、次の付帯決議を提案いたしたいと思います。

決議案文を朗読いたします。

「農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案」付帯決議

(案)

政府は、農業共済基金について次の事項に関し遺憾なきを期すべきである。

一、今回提案せられた臨時措置法による措置にかわらず、今後必要に応じ基金の資本金について政府の出資の増加に努めること。

二、基金の業務内容に検討を加え、農業災害補償制度の円滑健全な運営に更に積極的に寄与することができるよう考慮すること。

これらのと合わせて、二つを行

るものと、こう考えておりますから、どうぞそういう意味で全会一致で一つ御賛成を願いたいと思います。

○千田正君 ただいま議題となりました農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案に対しましては賛成の意を表します。

さらに、この法案に対しまして、たゞいま社会党の東委員より提出されました付帯決議案につきましても賛成の意を表します。

ただいま東委員から付帯決議案の内容につきまして御説明がありましたように、共済基金法の完全なる実施を望むとともに、この付帯決議案の趣旨を十分に尊重されて万遺漏ないようになります。

にこの法案の実施を特に要望いたしまして賛成の意を表する次第であります。

それから第二番目の事項は、これは農業災害補償法は御承知のように、先般いろいろ根本的に検討を加えると

いうようなことも申しておるわけですが、ありますて、この制度は、当然農村に

とって非常に大切な制度でありますから、この基金の増加によっていろいろな方面に役立つ面があろうと思うわけ

であります。従つて、その業務内容

に対して積極的な検討を加えて、もう少しこの災害補償制度に役立つような方向に資金を使えるような道を開くべきである、こういうことをここに書いてあるのであります。

この一と二と合わせて、二つを行

うことによつて農業災害補償制度ができるよう考慮すること。

この二つを行ふことによります。

○委員長(秋山俊一郎君) ほかに御意見もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(秋山俊一郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(秋山俊一郎君) 全会一致でござります。よつて本案は、全会一致をもつて可決することに決定いた

しました。

次に、討論中に述べられました東君提出の付帯決議案を議題といたしました。

東君提出の付帯決議案を委員会の決議とすることに賛成の諸君の挙手願います。

【賛成者挙手】

○委員長(秋山俊一郎君) 全会一致でござります。よって東君提出の付帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと好じますが、御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(秋山俊一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

ただいまの付帯決議に対しまして政府の御所見を伺います。

○政府委員(高橋衛君) ただいま農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案の御決議に対しまして、全会一致をもつて付帯決議がなされました次第でございまして、これらの諸点を十分検討いたしました上、善処いたしたいと存じます。

○委員長(秋山俊一郎君) 次に、小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す国有てん菜糖の売渡価格の特例に関する法律案、日本てん菜振興会法案及び臨時てん菜糖製造業者納付金法案(いずれも内閣提出、衆議院交付)を一括して議題にいたします。

ちょっと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(秋山俊一郎君) 速記を始めます。

○清澤俊英君 大体、先般来いぶん詳しく述べ質問してありますから、あま

りこまかしいものはありませんが、ちょっと気づいた点を一、二点お伺いいたしたいと思います。実は、先

般米県の関係者が来まして、そうしてテンサイ糖の問題いろいろ話されておることを聞きますと、製糖会社の方では、一県五百トンぐらいが乾燥してまとまるならば買い入れる、こういう

よろなことをいわておる。そこで、お伺

いしたいのは、そういう傾向は、日本

の地勢として相当各県とも寒冷地帯、

高冷地帯を持つておると思ひます。そ

ういうところで、こういものを作りた

いという考え方もあると思う。一方、砂糖工場としましては、十カ年で

砂糖の生産をとめて、全然別な組織に

見るテイサイ糖の製造に乗り出す、こ

ういう形になるのでありますから、

従つて、今、計画せられているものを

見ますれば、一応原料生産と砂糖生産

の工場との食い合せに非常な考慮をさ

れて、そうして一つの計画性を持った

ものに工場の設置等も許すと、こうい

うような一つの制約があるようにはで

きておりますが、そのことは直ちに一

般の人たちが作ろうとするテンサイ栽

培、これを押えることができるのかで

きないのか、これが一点。同時に、テ

ンサイ糖の製造工場を建設する場合、

これも押えることができるのかで

いのかということです。できないこと

が私は当然じゃないかと思う。そうす

ると、場合によりますと、一応計画的に

進んでおります何か免許的な統制的な

形をとつて十カ年の計画生産せられる

ということに非常なひびが入る、これ

らに對しての御見解をお伺いしたい。

○政府委員(渡部伍良君) 私の方では

十年後の目標を、内地十万トン、こう

いうふうに一応出しております。しか

し、それが最高限度と、こういう意味

でなくして一応の目標でありまして、

それより大きいことを期待しているの

でございます。従つて、テンサイの生

産、テンサイ糖の生産について制限的に

は考えております。ただテンサイの生

産を奨励する場合には、テンサイが適

当な価格で売れるということも保証し

なければなりませんから、その点だけ

は考えておりません。これまで百トンと

シヨウのように乾燥して、そうしてそれ

を製糖会社なり、あるいは場合によつ

ては飼料として販売する、こういう形

であります。それらも

簡単なのは、ビートを切りばしカン

ショウのように乾燥して、そうしてそれ

を製糖会社なり、あるいは場合によつ

ておられるようなり方を進められ

ます。そこまで持つていくには相当のコストがかかります。ですから中間段階で従来の精製

する、企業欲から出てくるたくさんのが、

これはそういうことはあるまいと思

います。これは外國の例では

ではイタリアがそういうことをやつて

おるわけあります。イタリアでは一

の得心を得て順次伸ばしていかなければならぬないと、こういうことでござい

ます。そこで、今のように小規模でや

りますと、どうしても小規模で白砂糖

の工場に持つていて精製するとい

うことも考えられます。これは外國の例

では、かりに百トンとか二百トンと

いう小さい工場が方々にでき上つた、

そういう場合でも、今、計画的に考

えます。この段階では先ほど申し上げましたよ

うに、どうしても農家を指導するのに

点だけはつきりしていただきたい。

○政府委員(渡部伍良君) これは、現

在の段階では先ほど申し上げましたよ

うに、どうしても農家を指導するのに

は製糖会社だけでは信用を受けない、

従つて、岡山の例でも大分の例でも、

県が中心になりますと、県が一定の年

次別計画を立てまして、そこへその生

産されたものを処理する製糖工場を誘

致する、こういうふうなことになつてお

ります。しかし、お話をようやくお聞き

ます。従いまして、お話をようやくお

聞きます。従いまして、お話をようやく

お聞きします。従いまして、お話をようやく

お聞きします。従いまして、お話をようやく

お聞きします。従いまして、お話をようやく

お聞きします。従いまして、お話をようやく

お聞きします。従いまして、お話をようやく

お聞きします。従いまして、お話をようやく

お聞きします。従いまして、お話をようやく

の材料のテンサイに對しても過不足があ

るのだから、非常に余ったような場合

には、値の下らぬように買い上げの処

置を講じてもらいたい。これは考えて

おる、こういうお話をうけます。そ

ういう場合、自然発生的に出て参ります

ます。そこまで持つていくには相当のコストがか

かる。ですから中間段階で従来の精製

する、企業欲から出てくるたくさんのが、

これはそういうことはあるまいと思

います。これは外國の例では

では、かりに百トンとか二百トンと

いう小さい工場が方々にでき上つた、

そういう場合でも、今、計画的に考

えます。この段階では先ほど申し上げましたよ

うに、どうしても農家を指導するのに

は製糖会社だけでは信用を受けない、

従つて、岡山の例でも大分の例でも、

県が中心になりますと、県が一定の年

次別計画を立てまして、そこへその生

産されたものを処理する製糖工場を誘

致する、こういうふうなことになつてお

ります。しかし、お話をようやくお

聞きます。従いまして、お話をようやく

お聞きします。従いまして、お話をようやく

お聞きします。従いまして、お話をようやく

お聞きします。従いまして、お話をようやく

お聞きします。従いまして、お話をようやく

お聞きします。従いまして、お話をようやく

お聞きします。従いまして、お話をようやく

○清澤俊英君 問題になるのは、製造工場を今許可する、こういう形をとつてあるのではないですか。製造許可

がせられて幾らでも作られる、それに

対して、大体われわれの希望としては、

ほんに御発言もないようですが、終局し

ますが、三法案に対する質疑は、終局し

終りました。

○委員長(秋山俊一郎君) 速記をとつて。

○清澤俊英君 終りました。

○委員長(秋山俊一郎君) 速記をとつて。

○清澤俊英君 終りました。



寒冷地帯の農民の一つの生産形態として進められる一方においては、国内の甘味料の自給策として進められるこの大事業がまたたぐたぐになる危険性が私は考えられる。従いまして、この附帶決議にもついておりまする通り、日本でん菜振興会というような資本家によってだけ全部が振興をはかられるがごとき、これはこの間、小笠原君も非常に指摘しておりましたが、非常な危険性があるので、こういう案文もつけた。こうなりますが、私はこれを完全なテンサイ業の糖と生産との両面を完備していく場合、初めてできるのだから、ある程度まで私は専売制が一番いいのじやないかと思う。それくらいの建前でやらせてこそ、ほんとうの発展はできるのじやないかと、これほどに思つておるのでありますが、この三案を総合してみると、どうもそこには製糖業者に押された何らかの弱味があります。この弱味によつて、せっかくでき上りました、計画せられましたこのテンサイ工業並びに寒冷地帯等を中心としたテンサイ栽培というものがくずれたり、あるいは将来において農民に非常な迷惑のかかるようなことのないように、極力防止的な方法を、この次にまで、比較的近い機会にまで、私はいま一つ練り直して、われわれが安心のできるようなものに一つ書きかえてもらいたい。それでなかつたら、これでいきまいたら、私は、また自由経済の波の中に、何とかかんとか言いなりに追いまくられて、テンサイを作ることによつて澱粉の始末に困るような問題が起らぬとは保証できないと思う。こういう点を一つ十分御考慮の上に本案の施行をせられんことを希望し

まして、私の賛成意見としておきたいと思うのですが、不足の分はあなたから一つ……。

この三法案並びに附帯決議に対してももちろん賛成をいたします。そこで政府は、今回のこのテンサイ関係の法律案は、大蔵委員会に提案された二法案と、それからこの委員会に提案をされた三法案と、この五つの法案を出されると、それからこの委員会に提案をされた一部を改正する法律案こういうのを実行するわけであります。われわれはもはや一つ、でん葉生産振興臨時措置法の意図しておりますものをもう少し強化しようと、こういうようにいたしかねるわけであります。そこで、そういう考え方の方のもとに進んでおりますけれども、しかしながら、日本におけるテンサイ糖業の進展ということは、これは将来を考えてみますと相当困難な道があると私は考えておるのであります。それは北海道におけるビートの耕作の歴史を考えてみましても、実は非常な困難な道を切り開いてきておるわけであります。今ようやく戦後において、国内でもつて甘味資源を得ることができなくなりましたので大部分を輸入に待つというような状態になつたので、従つて、テンサイ糖が芽を吹いてきたと、こういうような状態なのであります。で、ビートのブームが起きておるようでありますけれども、そのビートのブームをささいに観察いたしましたが、これは一部の製糖業者が工場を設立するということが、これがブームの原因になつておるのであります。

工場を設立する前に、ビートを耕作するとして決してこれはビートを栽培するといふ方面においてのブームではないのではありません。そこで、ビートを、このテンサイ糖業を発展させるためには、大切なことなのであります。その点からいいますと、北海道におけるところの四十年の経験というものが、これが非常に重要なことにならうと思うわけであります。北海道では北方農業の確立の中心作物としてこの作物を取り上げてきて参りました。その作物が今、東北の方に伸び、それからまたこれが南の方の暖地ビートの栽培、こういうような方向に進もうとしておるのであります。しかも、南の方で暖地ビートを進めますのに、水田の方面においては早期栽培をしなければならぬ、しかもその品種は、これはやはり北方で育つた水稻の品種を持つていくと、こういうようなることになるのであります。さて、ことごとく北方農業が南下する、南の方に下っていくというような形で、もって、この大きな日本農業を改革するようななそういう形が進められていくのであります。こういうような大きな機会を作ろうとしておる時でありますので、私は政府がもっと大きな考え方で進めていかなければならぬと思う。ところが、政府のお考えになつていることは、中からいろいろな工夫を考えられていくのでありまして、これでは規模がきわめて小さい。で、われわれの考えていることは、もっと大きな日本の甘味資源を中心にして考えなければならぬと思うのであります。そのためには、

は、輸入のケイン・シュガーリーを相当や  
り対象に置いて、そうして財源その他  
を捻出することを考えていかなければ  
ならぬと思うわけであります。従つて、  
審議の過程において、私は消費税  
を廃して、そして関税をもう少し  
ふやして、そうしてそれによつて甘味料  
対策を確立する必要がある、こういふ  
ことを私は主張をいたしたわけでござ  
いますから、こういう点は、これは今  
後においても、政府において十分に考  
えなければならない問題であらうと思う  
のであります。戦前における砂糖の消  
費税は、これは台湾でもつてできたと  
ころの砂糖が入つたわけでありますか  
ら、関税をかける余地がなかつたわけ  
であります。だから関税という面を除  
いて、消費税によつて政府は考え方  
たのであります、しかし、今の場合  
においては、ほとんど全部海外から輸  
入することになつてゐるのであります  
から、国内においてこれから進めてい  
こうというテンサイ糖業に対し消費  
税をかけて、そうしてその出鼻を押さえ  
つける必要はないと思うわけであります  
。また、今回の法律によつて、振興  
会の財源をテンサイ糖業をやつてある  
工場から、一定の会社から吸い上げ  
る、こういうようなやり方は、これは  
豆をいるのに豆がらをもつてするよう  
に、もとは同じ根から出でてゐるよう  
な、そういうやり方をやつてゐるのであ  
ります。でも私はあまり賛成が  
きかないのです、しかし、十分に一  
つこれらの点をお考えになつて、どう  
わけに参りませんので、一応ほこをわ  
して私の希望するところは、日本の甘

味対策というものを政府は十分に考慮する必要があると思うわけであります。国内で生産されるものは単にビート糖もありますし、その他のたくさんあるのですから、そういうふうなものを含めて、そうして国内におけるところの甘味資源の拡充計画等を私は政府が考える必要があると思う。その一環としてビートをどういうふうに伸ばしていくか、こういうふうな考え方でもって進むべきであろう、こう考へるわけであります。

そういう点で私は質問を申し上げ、そうしてさらにテンサイ糖の発達のために、もう一つ強力に申し上げておきたいことは、工場を誘致し、工場を設置することはきわめて容易なことなのであります。これは政府が一定の価格でもつて買い上げればこれは何も問題はないのであります。しかし、ビートを農家に作らせるということは、これは非常に困難な問題でありますから、この困難な問題を解決するために、私にはあらゆる条件を整備してもらわなければならぬ。ビートを耕作するに必要なところの条件を整備することをしなければ、決してこのテンサイ糖業といふものは発達をしないのであります。もちろんビートの価格の安定といふとともにこれは第一でありますが、しかし、土地条件であるとか、その他各般の問題がありますので、この点を一つ十分に先に行くよう、先行するように考えて、そうしてこの法律の施行をしていただきたいと、こう考えます。

以上申し上げて、法案並びに附帯決議に賛成をいたします。

たテンサイ及びテンサイ糖関係三法案

に対しては賛成の意を表します。

の売渡価格の特例に関する法律案を問題に供します。

本案を原案通り可決することに賛成の方々手を貸します。

の方の举手を願ひます  
〔賛成者举手〕

案の本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございません。

きまして現在までそれが施行されてきたのであります。わが今法律は不足対策という法律でございます。しかるに、不足対策の面はすべて解消しておるのであります。従つて、これを消費者である農民ごとの立場から考へ

が相当国内に対する販売価格を割って輸出をしなければならないというような実態にもなっておりますので、生産につきましても、十分計画的な考え方をもちまして臨んで参らなければなりません。方をありますし、特に価格

をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長（秋山俊一郎君）御異議ない  
と認め、さよう決定いたしました。  
ただいまの附帯決議について、政府  
の御所見を伺います。

に供します。  
本案を原案通り可決することに賛成  
の方の挙手を願います。  
〔委員会報告〕

○政府委員(高橋篤君)　ただいまテン  
サイ及びテンサイ糖関係三法律案の議  
決に伴いまして、当委員会におきまし  
て、全会一致をもって附帯決議がせら

○委員長(秋山俊一郎君) 全会一致で  
あります。よって本案は、全会一致  
をもって原案通り可決すべきものと決  
定いたします。

された次第でございますが、これらの附帯決議の事柄に関しましては、十分に政府といたしましては、御趣旨を体しまして今後善処していきたいと思ひ

定いたしました  
次に、臨時てん菜糖製造業者納付金  
法案を問題に供します。

○委員長(秋山俊一郎君) 臨時肥料需合契書法の一部を改正する法律案(内閣提出)についても、いさかいいと思ひます。

の方の挙手を願います。  
〔賛成者挙手〕

この法律案につきましては、去る三  
閣提出、衆議院送付）を議題にいたし  
ます。

こさしますよ。で、本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

月十三日の委員会において質疑を進めたのであります、なお残された質疑を続けることにいたします。

君提出の附帯決議案を議題といたします。

○河野謙三君 まず私は伺いたいので  
農林経済局長、通産省軽工業局化學肥料部長村田豊三君が見えております。

の決議とちがひなく、もとより賛成の意であることを願ひます。

ですが、この法案の提案理由の説明を伺いましてもはつきりしない点があるのですが、現行の法律は、御承知のように五年前に匹敵が非常に不足したこと

と認めます。それではこれより採決に入ります。

○政府委員(須賀賢一君) 本法案を延長いたしました場合の農家に対する影響でございますが、この法案で需給計画上意図いたしております点は、一定の需給計画を基礎といたしまして、国内必要量を確保し、かつ、輸出につきましても計画的に進めて参るという考え方にしておるわけでございまして、従いまして、現在の当面の需給事情から見ますると、国内所要量の確保につきましては何らの不安もないようになります。従いまして、輸出の関係等もいろいろ変動をいたす要素もあるのでござりますので、それらの点を考えあわせますれば、やはり本法案に盛られておりまするような方法によりまして、国内所要量を優先的に確保するという必要は現在においてあるのではないかと考えておるわけでございます。国内販売価格につきましては、最近の動向等は、若干生産者価格につきましてマル公以下に販売がされざります。そういう実態もあるのでござります。そういう面だけから考えますと、あるいはマル公がない場合の方がより農家に有利ではないかというような見方も行われるかと思うのでありますけれども、われわれいたしましては、長期的に考えて、やはり国内価格は一定の基準に基きまして安定をいたしておりますことが必要でありまするに参りまして、また、このマル公の訂正につきましては、現行法の建前によりますと、生産費が合理化いたしましたことによりまして低下をいたしますれば、それに応じてマル公も調整をして参る建前になつております。合理化効果がすぐ価格に還元いたす仕組みになりますので、そういう組織となつておりますので、そういう組織と

制度で、やはりマル公国内販売価格の目安をはつきり与えておきますことの方が、農家にとってやはり有利ではないかというふうに考えるわけあります。

○河野謙三君　国内の必要量の確保といふことは絶対に必要でありますから、必要量を確保するために、まず輸出の規制をしなければならぬ。これには輸出貿易管理令ですか、それぞれそれに必要な適当な法律があるはずです。それによって十分その措置はとれるはずであります。なお、もし生産過剰になつて非常に硫安が安くなつて、生産制限をしなければいかぬじゃないかという御心配があるかもしませんが、これはまあ局長なり肥料部長御存じでしようが、肥料工業、特に硫安工業の特質からいきまして、減産ということはあります不得ないのであります。持つた設備をフルに動かす以外にもうコストを下げる道はないのです。赤字が出来ば出るほどフル運転をやるのです。これを一割なり二割なり減産をするということは、他の産業にはあり得ても、硫安工業にはあり得ない。従つて、生産が設備より三割も四割も落ちるという危険もございませんし、また、輸出が何かの間違いで非常に盛んになって、国内の需要よりも輸出が優先されるという場合は、輸出貿易管理令によつて規制をすればいいのです。これはちゃんと法律があります。そういうことを知つておりますけれども、一応消費者だけの、農民だけの立場から見れば、この法律というものは

ナセンセンスじゃないか、こういうふうな私は思うのです。それからマル公によつて云々と言われますけれども、私はこの問題に触れてみたいと思うのですが、それどころか、現在マル公そのものが少しも実施されていないのです。実勢価格というものをマル公というものはほんとに実勢価格の差額というものはリベートというふうなものになつてゐる。配給の大部分を持つてゐるところの農民組織、農協組織におきましては、メーカーからリベートをとつたものと県連なり単協なり、また、良心的の単協ならば、単協から農民のふところまであります。しかし、これも農協組織といえども完備されておりませんから、金購連なり、県連がリベートを取りまして、この取つたりベートは必ずしも農民のふところに届いていないというのがたくさんございます。これは一応組織の上で届いたたことに考えましても、商人系に、たとえば三菱商事であるとか、三井物産であるとか、こういう商人系が、全購連がリベートを取れば商人系も取ります。その取つたりベートはどこに行くか、農民に戻りよはないんです。今のリベートの行方といふのはきわめて不明朗なものであります。こういう点を考えましても、この法律そのものが引き続き五年延長されましても、消費者の面から見ると何も利益はないと思うのです。この点を伺つてゐるわけですが、どうも私は局長の御答弁では、必要量を確保するのだ、これには贅意を表しますけれども、必要量を確保するところの手段は、輸出貿易管理制度なり、また疏安の生産の特質からいきまして、必要量

を欠くようなことは三年や五年は絶対ございません。これは確信を持っております。これが不安がおありになるというなら、どの点が不安だか、もう一度御説明願いたい。

○政府委員(須賀賢二君) 輸出貿易管理令で輸出については必要な規制が可能であるのではないかという御指摘のごとく、輸出貿易管理令によりまして輸出の規制は可能でございます。ただ現在の輸出貿易管理令では、一件ごとの許可になつておりますので、そのケース、ケースで処理をいたしているわけでございます。現在の肥料二法では、先ほど申し上げましたように、年間計画を立てまして、その計画の中で、輸出につきましては必要な規則をあらかじめ計画的に運行できるわけであります。その点、輸出貿易の管理令の場合とは若干趣きを異にいたしているわけでございます。

なお、二法を通じまして、必ずしもこの種の法律が必要でないんではないかという趣旨の御指摘でございますが、この点につきましては、政府といつてしましても、本年七月の現行二法の失効に備えまして、その失効以後肥料の需給安定についてはどのような措置をとるべきであるかということにつきまして、関係各方面の御意見も伺いましたために、昨年秋、事実上の御意見をお当分の間、現行二法と同様の趣旨の建前において、需給安定をはかつて参ることが必要であろうという御意見が支配方的でございました。政府もその趣

○河野謙三君 私もその肥料懇談会の御指名を受けた一人であります。肥料懇談会の結論といふものと、今度提案されました法律の内容といふもののはほど遠いのです。そこで、私は特に伺つておるわけです。これは私は今消費業者、農民の面からだけ申しましたが、現段階におきまして非常な過剰生産になつてゐる。このまま何の施策もしないでほうっておけば、日本の肥料工業、特に硫酸工業はつぶれてしまつぶれてしまつた曉においては、結局、消費者農民も困るばかりだから、この肥料工業を育成していくにじやないかという意味の生産者保護の法律であるという性格がはつきりと出ておれば、これも一つの日本の経済全般から見ての考え方でしよう。ところが、肥料懇談会の結論とはほど遠い、ただ現行の不足対策で出発した肥料の一法を適当にちよつと片すみをいじつてお茶を濁した程度で、これを五年延ばそうというようなことは、過剰対策の法律をこれから作らなければならぬときについては、どうも私は納得がいかない。肥料懇談会の結論といふものを、そのまま政府が提案する責任はありませんけれども、五年も延長しようということについては、どうも私は納得がいかない。肥料懇談会の結論とへん度の提案とどうしてほど遠いものになつたかという経過を私は伺いたいと思います。

○河野謙三君 私もその肥料懇談会の御指名を受けた一人であります。肥料懇談会の結論といふものと、今度提案されました法律の内容といふものは、ほど遠いのです。そこで、私は特に伺つておるわけです。これは私は今消費者、農民の面からだけ申しましたが、現段階におきまして非常な過剰生産になつてゐる。このまま何の施策もしないでほうっておけば、日本の肥料工業、特に硫酸工業はつぶれてしまつぶれてしまつた曉においては、結局、消費者農民も困るばかりだから、この肥料工業を育成していくにじやないかという意味の生産者保護の法律であるという性格がはつきりと出ておれば、これも一つの日本の経済全般から見ての考え方でしよう。ところが、肥料懇談会の結論とはほど遠い、ただ現行の不足対策で出発した肥料の一法を適当にちよつと片すみをいじつてお茶を濁した程度で、これを五年延ばそうというようなことは、過剰対策の法律をこれから作らなければならぬときについては、どうも私は納得がいかない。肥料懇談会の結論といふものを、そのまま政府が提案する責任はありませんけれども、五年も延長しようということについては、どうも私は納得がいかない。肥料懇談会の結論とへん度の提案とどうしてほど遠いものになつたかという経過を私は伺いたいと思います。

意見は、お手元に資料を差し上げてござりますが、私どもいたしましては、この肥料懇談会におきまして御論議をいただきました考え方即しまして、今回の二法延長の措置をとることいたしたと考えておるわけでござります。この御意見の中いろいろ考え方が分れておりまする点につきましては、政府におきましてその後種々の検討の結果、政府自身の判断におきまして一つの結論を出しておるのでござりまするが、全体を通じまして肥料懇談会から出ておりまする御意見の中で、今回二法延長の措置の中に、規定の内容として盛り込まれることにならぬかかる点が一点ござります。これは非常に重要な点でござりまするが、設備の制限規制の問題でございまして、この点につきまして、何らかの法的措置をとるような御意見も強く出ておりましたし、政府部内でもこの線に即して種々検討いたしたのでござしますが、この点は立案の過程におきまして、法制局あるいはその他と種々協議をいたしました結果、実質的には行政措置によりましてその目的を達するよう工夫をいたすことにしてしまった。法文の中に盛り込まれなかつたわけでございます。その点の詳細につきましては、通産省当局からも説明を願つたらいいと考えます。

行く、その一番もとネジがきめてあるだけで、それから商社の方はメーカーから商社に売る値段だけがきめてあります。不足のときにはこれでいいんですが、現在のように過剰になって参りますと、先ほど申し上げましたようにリベートの問題がござります。あなたたちのお耳に入つておると思いますが、三井物産や三菱商事がメーカーからリベートを取つた、そのリベートは一体どこへ行つておりますか。流通段階のふところに入つておるだけでしょう。国は農業のためにマル公を作つておるわけですが、価格の安定のために。ところが、農家のふところへは何も行つていないのでですよ。十円リベートを取つた、二十円リベートを取つた、現に取つております。そのリベートが三菱商事や三井物産、また、いなかの肥料屋さんのふところに入つたくらいで、農家と無関係になつてゐるというのが現実ですよ。せめてこの問題一つだけでも解決したらいいじゃないですか。私は昔の肥料の統制時代のよう、農家の庭先渡しの価格まできめようとしません。これはまた煩瑣にして、中間マークがよけいかりますから、これはやることも必要だと思うし、また、やること自体が非常に困難だと思いません。されども、せめてもう少し国が肥料の審議会にかけて、こまかに原価計算をしてきめました価格そのものが農家のふところにつながるような権威のある価格でなければ、何のためにマル公をきめている、こういわれても弁解の余地がないか。今の流通の現状からいえば、三井物産のためにマル公をきめている、三菱商事のためにマル公をきめているか。今の流通の現状から

地なしでしよう。これを一ぺんにいかないで、現状を一年なり二年の間、過剰時代になつてからいろいろな弊害といふものを、政府は責任を持つてこれを積極的に改善しようという意図がなげ出でこないので。農家はどうでもいいのですか。三井物産にもうけさせなければいけないので。また農協でも、必ずしも全国の農協が良心的な農協でございません。農家に戻さないで、県連なり単協でそれをふところにネコバべきめているものもないとは私は断言できません。農家はよくなつて、県連なりかつてはいるはずです。この点を一つまずはつきりと私はしてもらいたいと思います。悪いことがいろいろ前の前にあります。悪いことばかりわかつてゐるにかかわらず、ただ安易に今までの法律を延長しただけじゃありませんか。くどく申しますけれどでは農民のためにもならないし、メーカーのためにもならないですよ。ただ中間の流通段階だけが得するだけじゃありませんか。三菱商事や三井物産のためにマール公をきめている、こういう結果になつたって仕方ないじゃないですか。この点は一体どうです。

これがかくかくに改善いたしまして、弊害を除去しますという責任ある御弁でもなければいけませんよ。今、農業関係はリベートがちゃんと行つて、商人の方も結構安く売つていて、これは少しおめでたいです。单協まではかりに戻りましても、单協がまとめて商人の方もお互いに競争するんだから、その値段に引きずらう、これは少しおめでたいです。单協も個々のふところに戻す方法はないのです。絶対にないとは言えませんけれども、全利用の制度があります。ども、あなたの方でお調べになつたままであります。この県に行きましたが、单協で全利用の制度があります。どちらも、北海道は私は知りませんけれども、内地においては非常に数少ないです。何の太郎兵衛にいつ幾日何からすれば売りました、過磷酸を何かます売りました、化成肥料を何かます売りましたといふ記録がちゃんと残っている協約は少いのです、非常に。だから県連絡協議会までその金が、何万という金戻りましても、これをさてどこのだいに幾ら戻すということは整理ができるといいのです。できていないので、けれども、单協で良心的にこれだけのものは、皆さんに戻すんだけれども、戻されないから、これを单協の方でやるには、皆連絡協議会なり総会を開いて、これこれここいうふうに使わしてもらいますと、民主的に運営すればそれはそれでいいんです。農家へ行かなくとも、大半は戻つております。従来、商人の方がその値段と合しても

单協に戻つてないんだから、戻つてない価格が農家の価格なんだ、これに商人が調子を合せるのは当りますよ。卸段階できてもだめだと書うけれども、私はいつも申しましたが、一つの試案としてメーカーから全購連なり商社に売る価格でなくて、せめて末端の单協のマル公、末端の小売屋さんのマル公、その辺まで「一つ下げて」いたら、まだその弊害は幾らかなくなるじゃないか、こういうことを私は申し上げておるのであります。というのは、私はこれは単にたての半面だけ、農家だけ言っておるのじゃないのですよ。メーカーの価格も厳正に、もつとたくだけたいてマル公をきめる、きめた以上はマル公もしくはマル公に近いものでメーカーに金が入るようになければ日本の肥料工業というものは確立しませんよ。メーカーの保証をしてやつたらいいと思うのです。そのかわりには、メーカーの売る価格といふものは厳正にたたいたらしいと思う。一へんきまつた以上はその価格でもつて、とっても農家の方に行くと、いうようにしてやらなければ私はいかぬと思うのですよ。ただそれを今まで五年間やって、しかも、この一、二年過剰になつて、今、私が申し上げるような弊害が非常に起つておるのに、それをそのままめんどくさいから、どつかの團体から反対があるとかというようなことで、こういうことで、ほおかぶりするということはいかぬと思う。法律そのものを直さないでけつこうです。何かこれについて、今後これこういくというお話をもいただかなければ、いう行政指導をして現在の弊害を一べんに除去できないまでも、順次改善していく

ば、私はその法律はその点だけだって意味がないと思うのです。どうです、その点は。

また範囲内では、一部は実際の購入数量に応じて払い戻し、一部は利用料配当等の形において払い戻すというような制度がとられておりますが、全部が全部きようになつておるとは申上げかねるかと思います。そのような実態でござりますので、こういう問題が続くようありますれば、この問題はさらに新たなる角度から十分検討いたさなければならぬかと考えております。ただ現在の段階で、卸以下の各階における価格のあり方についてどのような行政措置をとるかといふことを具体的に申し上げる用意はございません。引き続きそれぞれの関係方面の意見も徴しながら検討を進めて参りたいと、かよううに考えております。

はねるのが全購連の仕事ではない。圓連の仕事ではない。通行税を取るなら、それだけの仕事をするのが私はその出で体の仕事だと思うのです。今伺つたとそれ 자체は、非常に大きな私は団体の仕事だと思うのです。それを困難だからできない、それはなまけ者の言ふことです、私が言わせればそう思うのです。同時に、まあ歩を譲つて、系統機関の方は今の制度でリベートがあるとしても、リベートがそのまま届く、何らかの形で。こういうことにいたしますよ。十円リベートがあつてもすぐ何億という数字になるのですよ。その金は商人がやつているはすぐございます。三割、四割というは大きな数字ですよ。しかも、その制度の裏には法律があつて、政府がこれを責任をもつて法律を施行しているのだ、政府が、そういう完全に農家に戻つていいのですよ。何億という農家に当然届くべき金が届かない理由、これを見つける前に見ておいて何にもしないというのは少し無責任じやないですか。われわれ国会におきましても、この法律を五年延長する以上は、この目の前に見せつけられた府でも指導しますといふ聲明がなければ、この法律に賛成できませんよ、私はそう思うのだ。そうじゃないですか。須賀さん。

何らかの形において農家に帰属してしまった部分が相当額があるのではないか、と思うのでござります。と申しますのは、このゆり戻しの問題は常に商人側の販売価格が農協側の販売価格より下回ることを契機といたしまして起きておるわけでござりますが、そういうふうになりますのは、やはり商人側の販売態度としましても、そういうふうなことになり得る背景なり要素がありまして、そういうふうになっておるのであります。ただ、いざこざございまして、全部が全部農家に帰属をしておらないというわけではなからぬうと思つております。ただ、いざこざいたしましても、制度的には何らの保証もございませんので、この点はまさに御指摘の通りでござります。ただこれは、先ほど農協でブール等のお詫びございましたが、一応理論的には十分考えられるでござりまするけれども、肥料のような大量の、しかも、余がさの上ります消費につきまして、業務的に、また実務的にどこまでそういう措置がとられますか、十分検討を要する問題でござりまするので、先ほども申し上げましたように、引き続きそれらの諸点につきまして十分検討を進めてみたいと考えております。

私のいる神奈川県だけの問題ではない。これは、日本全国の問題です。だけれども、この問題は私は時間の関係上、ひとまずおきまして、今度はたての半面を申しますがね、今度の法律によって、政府は肥料工業の確立のために税制上の恩典その他のいろいろ施策されましたね。私はこれはけつこうなことだと思うのです。日本の肥料工業確立のために、これはやられましたけれども、これを五六年間この恩典を継続されまして、一体何億の恩典になりますか。私は十億か十五億の問題だと思います。メーカーの方から全部恩典をもらつても二十億にならぬ。ところが、一べん原価計算してマル公をきめて、そのつどマル公から十円引き、二十円引きというものをやられたら、五六年どころか一年間に、政府がこの価格が適切だというマル公から、一年間に十五億も二十億のものをメーカーは逆に取られているわけですよ。一方政府は、肥料工業確立のために、税制上の恩典を与えて保護する、保護するからには、価格はマル公でこれ以上高く売つてはいかぬと言っているから、しりが抜けて、片一方はリベートで毎年十五億、二十億の金を、メーカーの方から見れば不當にリベートを取られている。しかも、それが私が言うように、農家に届いていないということになれば、政府は、何のために恩典を与えているのかわからぬ。一方で保護して、一方でしりが抜けて、片一方は五年で十億、片一方は一年で十五億、二十億のリベートが戻つておれば、政府は本氣で肥料工業の育成のために保護助成をしているとは言えないと思う。その点、村田さん、どうです。通産省

として、いろいろ肥料工業確立のため  
に税制上の恩典をやられたのは当然で  
しょうが、この恩典は五カ年間で一体  
幾らになりますか。

○説明員(村田豊三君) 肥料工業に対  
しましては、いろいろな角度からのお  
税制上の恩典が付与されております。  
従前も、たとえば重要物産免税であり  
ますが、今回、さらにこの肥料二法  
を延長いたしますに当りまして、政  
府といたしましては硫安の主原料であ  
ります原油の輸入税が、従来六・五%  
課税されておりましたけれども、これ  
を無税にするというふうな、新たな免  
税措置をもつことにいたしたのでござ  
います。ただいま河野委員の御指摘  
の通り、これらの措置、原油の輸入税  
免除だけを取り上げてみましても、こ  
れはもとより、今後の原油の輸入數  
量、金額ともかね合ふ問題でございま  
すけれども、五年間に少くとも五億を  
こえる恩典にならうかと存ずるのであ  
ります。さようなわけでございますの  
で、一応われわれといたしましては、  
硫安工業の合理化を促進をいたします  
ための措置のうち、相当部分の手を打  
つべき事柄につきましては手を打って  
きておるというふうに考えておるので  
ありますが、ただ御指摘の通り、そ  
して合理化が進みましても、せっかく  
の合理化の効果というものが、先ほど  
來御指摘のように、直接まるまる農民  
に均霑をしないで、中間のどこかの段  
階に吸い取られていくということは、  
率直に申しまして、行政の方とし  
ては反省を要する点であるかと存じま

る問題でござりまするけれども、せつ  
かく肥料工業の合理化に拍車をかけ、  
努力をしていこうといたしますものの  
側から見まするならば、今後そうした  
中間の段階におきまする流通の合理化  
と申しまするが、そうした問題がさら  
に検討されるべきであることは、御指摘  
の点、もつともだという感じもいたす  
次第でございます。

対策の法律をちょっとと手直したくらいのものでこのまま延長しても意味はないと思ふ。だから五年間法律を延長するならするよう、過剰対策なら過剰対策としての法律を全面的に私は改正してやつたらいいと思う。弊害を認めておられるのです。おられるけれども、これは何ともならないと、こう言う。何ともならないのです、農民から見れば。ほうり出してもらえば何となるのですよ、この価格の問題は。あと問題は肥料工業の確立の問題です。これは、肥料工業の確立の問題は、通産省は通産省で今まで通りやつたらしいじゃないか。片一方でやって、片一方で抜けていって、その抜けた金が農家にも行かず、ほかの変なところに行ってしまうというようなことは、私は無条件で、政府の何らの言明も得ないで、そうして私は賛成といふわけにはいかないと思うのですよ。要らないじゃないですか、この法律は、農家の立場から見れば。通産省は通産省で、メーカーの方をしつかり背負つてやつたらしいじゃないですか。農林省は農林省で、こんな法律は要らないということをいいんじゃないですか。そういう結論になりませんか。意味はない、こんなものは。

ども、ほかの業種の例等とも勘案して考えますると、実質的には事実上の共同行為等もえてして行われやすいわけですが、ござりますので、やはりマル公として一つの基準を与えておきまして、その範囲内において需給市場により若干変動するという事態がありましても、その程度は制度の運用上やむを得ないものといたしまして、マル公制度を維持することの方が、国内価格の安定には役に立つのではないかというふうに考えておるわけであります。

○河野謙三君 どうも私は納得いきませんが、それじゃ一つあらためて伺いますが、もし将来に、今は供給過剰であるけれども、将来にまたどういう天変地異、また戦争等のこともあり得ないことだけれども、予想されておった以外の問題がこのごろの世界にはいろいろ起りますから、だから、これをそういう場合に備えて少し延ばそうとしても、五年延ばす必要はないでしょう。ことなり来年はこれは間違いなく生産過剰の現状が続くことは、これほどなんらうとでも見通しはつきますよ。だから、せめて一年なり二年延ばしておいて、私は要らないと思うのです。思うけれども、かりに延ばすなら一年か二年延ばしておいて、そうしてその場においてまたもう少し必要があれば延ばすなり、その場に行つて必要ながなければ削るとか、今の経済界、世界情勢が激変する中で、五年なんとうのは、昔の私は百年に値するものだと思います。そういう私は必要はないと思うのですが、もしそういうなら、むろん一年でも二年でも——私は延ばさなくていいと思うのだが、かりに延ばすのなら一年か二年、ごく最短期間

延ばしておいて、そうして情勢を見た。私の本来の主張はこれを廃案にしてしまって、もしそういう必要が起つたら法律を作ればいいのであつて、いつでもできるのだから、そういう点で私は五年という期限を切られた根拠を伺いたいのですがね。

○政府委員(須賀賢二君) 五年延長をはかるにいたしました考え方の方は、今回の五カ年間延長の背景に、いわゆる疏安工業の第二次合理化計画を持つているわけでございますが、この第二回合理化計画が現実に総合的な効果を出しますのは五年先になりますので、それまでの間は現行の、この法律の内容によります需給安定法の合理化措置を進めて参りたい、さように考えておるわけあります。

○河野謙三君 いろいろまだ輸出会社の問題、輸出振興の問題等でふに落ちない点もたくさんありますので、お尋ねしたいことがたくさん残っておりますけれども、清澤先生の質問も残っていますが、委員長、いかがでございましょう。

○委員長(秋山俊一郎君) まだ質疑が時間の関係もございますから、ここでひとまず質問をこの程度にして、もう少し質問の時間を与えていただきたいと思いますが、委員長、いかがでございましょう。

○委員長(秋山俊一郎君) まだ質疑が残っているようになりますから、午後繼續することにいたしたいと思いまして、二時から再開いたします。

午後零時四十八分休憩

○委員長(秋山俊一郎君) それでは委

員会を開会いたします。午前に引き続き、臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○清澤俊英君 先般、公定価格の問題で、公定価格を定めます際に、ある一部分が赤字生産になつておるというお話を伺つた。この赤字生産になる大

体ペーセンテージがどれくらいになりますか、それを一つ先にお伺いしたい。

○政府委員(須賀賢二君) 三十三肥料年度のマル公を基礎にして申し上げますと、工場数は全部で十九ござりますが、そのうち三十三年度のマル公で販売した場合、一応生産費を償うと推定されますものが十一工場であります。三十三年度のマル公で販売いたしました場合、完全に赤字と推定されますものは八工場でございまして、その生産量は全体の一七%に相当いたします。

○清澤俊英君 非常にもうかるのは何工場くらいになりますか。

○政府委員(須賀賢二君) 三十三年度のマル公で、一応、価格形成に織り込まれました予定利潤以上の利潤を上げます。全体の約三割でござります。これは、工場数は三工場あります。

○清澤俊英君 そうすると、この十一工場七三%というだけのものは、これは赤字にならないという工場なんですか、工場として。

○政府委員(須賀賢二君) 七三%は赤字にはならない工場でございます。そのうち三工場、全体の生産量の三割に相当するものは、これはマル公に織り込みました予定利潤以上の利潤を上げ法の一歩を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○清澤俊英君 そうしますと、このマル公の中にはこうした利潤は見えてあります。この赤字がだんだん増大して参りました際に、将来はどんなよな処置をとられる考え方について、三十三年度の場合は約一割の利潤を見ているわけであります。

○清澤俊英君 そうすると、この一割利潤を上回る黒字生産工場はどのくらいになりますか。

○政府委員(須賀賢二君) 一割利潤を上回る黒字、それが先ほど申し上げました三工場で、生産量が三割でござります。

○清澤俊英君 それで、これはまあ非常にむずかしいといわれるが、私は各工場の工場名別に生産量と生産費価格が出れば、これまた、なおはつきりますると思うのですけれども、これはこの前配付資料として差し上げました資料の八ページに、三十三肥料年度工場別疏安推定生産費一覧と最高販売価格の表があるわけでござります。これ

の名称を入れまして、資料といたしましてお出ししたことは、この生産費の中に利潤を織り込んでおりまして、この生産費につけたままお出しする約束をいたしておるものでござります。せっかくの御要求でござりますけれども、工場別生産費についてお伺いしておきたいと思います。

○清澤俊英君 そういうことをお伺いしたいということは、今の数字を検討してみましても、大体平均利潤を上回りますけれども、それから平均利潤のものが約三〇%、それから平均利潤よりも以下の、いわゆる赤字工場といわれるのが二七%、あとは大体平均利潤だけは確保している、こういうふうに数字が出てているのです。できれば、そういう工場のあり方並びに配当率、その他の個々の中の利益部分に属する

がたい面が残っていきますので、このたびは、私は無理にそういう事情のものを委員会決議等にまで持ち込んで出たわけござります。従いまして、経過的に申し上げますと、ある年、輸出会社がメーカーから貰い取るわけござります。譲り受けをするわけござります。そうしてそのときときの、あるいはその市場々々の輸出価格で輸出を行なつたならば、抑えるべき性質のものではないと思うのですが、この点どうなんでしょう。

○政府委員(須賀賢二君) その点は、

ろが最近は、これは先般の御審議の際に申し上げたかと思うのでございまして、国内の基準価格よりも年々低くなっています。現実に、具体的に申し上げますれば、昭和三十三肥料年度のマル公基準価格は五十五ドル五セントでございますけれども、大体、今年の肥料年度に入りましてから、今までの輸出制約をいたしましたものの価格は四十五ドル程度になる。さように輸出会社がメーカーから買いとります価格と、現実に輸出いたします価格との差額があるわけでございました。その差額がこの赤字として出て参る次第でございます。

○清澤俊英君 この価格の差ですね。

貿易による価格の差は、この二法案がありますれば、国内需要に対し転嫁

をしないで済む、こういうことになります。

こういう二法案、安定法のようなものがなければ、これが国内価格に転嫁せられて内地品が高くなる、こうい

う危険性を持つ。こういうことになりますか、その点はどうなんですか。

○説明員(村田豊三君) 御指摘の二十

五億といふものは、輸出会社がメー

カーから買い取りまして、そうして輸

出をいたしました輸出価格との差額

億という赤字は、一応、国内転嫁をし

ないで、輸出貿易による損失はここで明確に出てくる。こういう形のものが

出て参りましたならば、将来輸出の価

格が非常に上がりまして、利潤が出て、お

話の趣き等を聞けば、当分の間そういう

自安もないということになれば、この

赤字はだんだん増大していくと思

う。それらに対する将来的考え方ほど

うなっておるか、こういうことをお聞

きしたい。

○説明員(村田豊三君) 将来、輸出会

社の赤字はおそらく多少増大するん

ではないかという不安があるのでござ

りますが、これにつきましては、極力

合理化を強力に推進をいたしまして、

國際競争に耐えるようにして参ること

は、これは当然のことでございます。

また、そのために通産省といたしまして、肥料工業の合理化的な促

進のために、いろいろな措置を新たに

おきましたは、もう一もつとも千万な

ものを作り出すんだ、こういう目標に達するようにいたしておるのでございまして、輸出会社といふのがございまして、輸出会社といふうに申しますよといふうに、輸出会社といふうのを通すことによりまして、その輸出の赤字といふものが幾らあるか、経理的に明確に区分をされるといふのが確保できるのではないかと存じます。

○清澤俊英君 そうしますと、二十五

億という赤字は、一応、国内転嫁をしま

す。従つて理論的に申せば、これは当然メーカーが今後といえども負担をせざるを得ない、輸出会社その

ものが非常に上りまして、利潤が出て、新たに将来国際競争も激しくなって

参るというふうなことでもござります

ので、政府としては極力この赤字が発生しないよう、ということは、裏を返して申し上げれば、日本の肥料工業が外国の国際競争に十分に太刀打ちで

きるような、やはり合理化を促進して参つて、外國とゆううと太刀打ちができるというときになつて、初めて赤

字が発生しなくなる理屈になるんでござりますから、そういうふうな努力を続けて参りたいと存じます。

○清澤俊英君 ただいま提案になつて

いる肥料整備法ですか、通産に回つて

います。これはこの第二次合理化に

対する法案になりますが、まだ調べま

せんですが。それで、この前のとき、

第二次合理化につきまして重点的なと

ころをお伺いしましたところ、大体合

理化資金が三百六十億ぐらいで、老廃

設備を改廃して、そうして固形燃料を

液体燃料に振りかえる方法を講ずるこ

とによって、大体四十七ドルぐらいの

ものを作り出すんだ、こういう目標に達するようになります。今聞いておりましても、現

在の状態にしますと四十五ドル、それが、ともあれ、しかし合理化が予期されますが、ともあれ、相手國も

輸出が相当激しいということでありま

す。輸出が増大いたすことと、それが、さらに赤字が増大いたすこと

から、この値段でしか輸出ができない

輸出会社といふうに、輸出会社といふうのを通過することによりまして、その

輸出の赤字といふものが幾らあるか、

輸出の赤字といふものが幾らあるか、

輸出の赤字といふものが幾らあるか、

輸出の赤字といふものが幾らあるか、

輸出の赤字といふものが幾らあるか、

輸出の赤字といふものが幾らあるか、

輸出の赤字といふものが幾らあるか、

輸出の赤字といふものが幾らあるか、

輸出の赤字といふものが幾らあるか、

のではなかといふ見通しを立てておる次第でござります。

か、三ヵ年計画ですか、まあこの前のときは合理化が三ヵ年計画のようになつておりましたけれども、三ヵ年あつとにならなければ四十七ドルは出でてならない。そうすると、かりに今言つたようなメリットで、四十五ドルで売つても損がないというものが三年以後にならなければ考えられない。そうすると、非常に赤字があつる、ふえた赤字は会社だけが負うしていく、内需の場合でもそういう形が出てているのだ。二七%の人は赤字を負うていかなければならぬ。そうしてその上、河野さんじやないけれども、二十円のリベートがつくとか、三十円のリベートがつくとか、そういう統制というのは私はおかしいと思うのです。つづつまが合いませんよ、商売というものの建前からわれわれが考えたときに、これは大企業だからそういう手品は使うかもしれないけれども、この間も堀本君と話したが、全く納得がいかぬのです、お伺いしただけでは、損して商売をしていかれるという考え方で、それに対する価格合理化というようなものが少しも考えられないとして、マル公自身にも疑いを持たざるを得ないということです。あるべからざるものがあるとすれば、それは疑いを持たざるを得ない。やるならもつと突込んだ形にして、さつきも河野さんの方でちょっと書われたようですが、私はブル計算等によつて一応国家が買い上げるとか何とかの方法をとつて、その上に立つてやっぱり合理化を強力に進めようこういう形が私はいいのじゃないか

○ 説明員（村田豊三君） 御指摘の点まことに私は非常に無理があると思う。その点どうお考えになつておるのか。

延ばしました、今と同じ形でやつていいくかわからない、実際わかりませんよ。損をして、そうして何年でも続けられるというような商売は私は世界中にはないと思う、そんなものなら商売をやめるといった方がほんとうの筋なんだが、それでもまあ何の面白か知らないけれども、二七%は赤字でもやっていくといふようなことが考えられているところに私は非常な無理があると思う。

と思うのです。そういうことがさういふ考えられないで、たゞ、法案は五ヵ年

三十一肥料年度から昭和三十二肥料年度にかけて、スエズの封鎖といふあの神風が吹きましたときに、日本の肥料は非常に高値に実は売れたわけでありまして、当時はわが世の春を讃嘆した時代もございましたけれども、そういう神風は何度も期待するわけにはもちろん参らない。どうしてもこれはやはり根本的には合理化というものを推進いたしまして、外国の肥料工業というものにも太刀打ちができる、輸出によって赤字が発生しないという段階、私どもはその目標を先ほども申したところに置いておるわけでございまして、これが好むと好まざるとにかかわらず、業界もやつていかなければならない、また、政府といたしましても、取り得る最大の措置をやはり講じて参らなければならないということですで、午前中にも申しましたように、考え方ますいろいろな措置を、実は今後新たにまたとつて、強力に合理化

○清澤俊英君 いろいろ納得できな  
ところがたくさんあります。コ  
ニヤク問答になりそうだからや  
ります。

次に、この二表で、計画生産のガ  
源別アンモニア生産能力（硫安換算  
の推移）という表を見てみますと、大  
先般も申し上げたのですが、三十三  
からみますと、流体原料が倍額にな  
ております。従つて固体原料は三十  
年からみますと四分の一ぐらいです。  
六十三万四千トンというふうに片方  
一割の生産量に減つて、片方は八二  
に引き上げて、これは工場の生産転  
を、まあ先般お伺いしましたところ  
は、大体ガス体を中心にする、こう  
うお話しでしたが、三七%ぐらいの工  
場を転換させる、これを大体ガスに改  
えるといいますと、そのガスは天然  
ガスや石油ガスを大体主体にせられる  
いうことになると、部分的に散在しそ  
れる大部分は新設工場だ、そうちで  
と、その三七%ぐらいのものが、こ  
は不使用される設備になつてくる、一  
七%といふものは要らなくなる、こ  
われわれはちょっと考えるのです。  
の点はどういうふうになるのですか。  
○説明員（村田豊三君） 実はこのよ  
うなことは、最近の肥料の需給状況等から  
がみまして、また先般、肥料懇談会  
を開催いたしまして、いろいろ各種威  
の御意見等も承わりました。また、  
の肥料懇談会の結論もお手元にもござ  
いますように、原則的には新規の設  
存の老廃朽施設が相当ございま  
す。

で、それを新らしい優秀な新鋭の製鐵工場として、設備との振りかえで今後の合理化をやつて参る、これを大原則にいたしておるわけでございます。従いまして、具体的に申しますと、たとえば長岡で天然ガスが出たということで、天然ガスのアンモニア工場を今建設中でござりますけれども、そのためには富山にあります古い電解設備のアンモニア製法施設はスクラップ化していくふうふうに全体としては量があえないけれども、しかし当該工場にとっては、新鋭設備にそれが振りかわって合理化が推進されていくということを大原則にいたしておるわけでございます。

○清澤俊英君 そうしますと、非常にたくさんの工場がスクラップ化になると、これは一応、第一次合理化の際に、それを中心にして、免稅約四十億の恩典を受け、六百億の資本をかけて全体が直された、その中にも入っているわけです。そういう金をかけてまだ利益が上ったか上らないうちにスクラップ化されると、何らかの形にスクランプ化されたものは償却資金として考えていかなければならぬ、生産費の中へ形を変えて入っていくのだ、こういうことは考えられる。そうなった場合、まあ今出て参りまする四十七ドル、大体の目標の生産価格というものは、そういう償却の面をこなしてあるのかどうか、こういうことを質問したい。

○説明員(村田豊三君) 御指摘のような償却実績の中には織り込んで計算いたしております。

○清澤俊英君 それで最近、新潟あたりに四工場くらい増設ができる計画があり、これが実現すれば、新潟の生産能力は、大体の目標の生産価格といふのは、どうなるか、どうなってしまうか、どうなってい

在這段時間裏，我還沒有到過中國，但已經聽說過中國的風土人情，也聽說過

見ておるが、地盤沈下等でこれがまあ見込みがないとみえて、だいぶ計画を変更せられたりして困つておる場所がたくさん出でてきておる。こういうような状態もありますので、従つて、やはり国策として、全体の硫安工業というものを考えていくとき、私は新潟県のことと言うわけではありませんので、従つて、ガスはある地区で相当数量出でるのも、ガスは天然ガスであり、通産省におきまして、天然气業開発でございます関係もござりまするし、それからただいま清澤委員の御参りましても、ある期間がきますと出でなくなる。従つて常識としては、ガスを中心とした工業等を行う場合には、なるべく広い範囲に配管をやつて、そなへて常に増減の用意をしておかなければ、大きな固定工場等を作りに非常に危険がある、こういうことをいわれておるのです。それらのものを、全部これからガス工業の方に持つてということは、これは非常に私は無理だと思います。だから、従つてこのだけの輸出工業とし、日本の農業の基本的な資材である肥料を作るという建前から考えてみますと、これは部長にそういうことを言うのは無理かもしれないと思うのです。だから、従つてこれはせんけれども、十分、通産大臣としては考え、配管等の問題に対しても、私はおそらく新潟県等が配管をする、あるいは秋田県で配管設備をやつしているというような場合、補助金等の問題でだいぶ問題になつておるのじゃないかと思いますが、その点は、今、通産大臣を中心にしてどんな傾向にいくか、わかれれば教えてもらいたい。

○説明員(村田豊三君) 御指摘の点

は、直接私の方の所管ではございませんけれども、御承知のように、天然ガスの開発につきましては、この開発の仕事がまだ緒についた、比較的新しい産業開発でございます関係もござりまするし、それからただいま清澤委員の御指摘の通りのそういう危険性をもたらす。従つて、その代行をいたします範囲におきましては、日本硫安輸出会社の開発に関しましては、かなりの国庫補助金を計上いたしておりますが、昭和三十四年度につきましても、かれこれ三千万円近いものが計上されております。特にただいま御指摘のございました新規の地域の開発だと、あるいは奥地開発についての配慮は予算的にも当然になされておりまして、バイブル・ラインを引くとか、あるいは排水をやる際の助成措置を講ずるとかといったような配慮をいたしております。

○清澤俊英君 その場合、さつき問題になった二千円のリバートといふものには、輸出会社を通り越してメーカーから直接取るのであります。しかしながら、これもまだ比較的新しい仕事でございますだけに、今後いろいろそういう点について一段力を注がなければならぬ分野、研究が残つております。しかしながら、これらはまだ比較的新しい仕事でございますだけに、今後いろいろそういう点について一段力を注がなければならぬ分野、研究が残つております。しかしながら、これらはまだ比較的新しい仕事でございますだけに、今後いろいろそういう点について一段力を注がなければならぬ分野、研究が残つております。しかしながら、これらはまだ比較的新しい仕事でございますだけに、今後いろいろそういう点について一段力を注がなければならぬ分野、研究が残つております。

○河野謙三君 そうしますと、今後、輸出会社がまた継続されるとしました場合、今後における輸出会社の赤字とおりまして、何と申しますか、もつと碎いて申しますれば、日本硫安輸出会社の手足のようになって輸出の実務を担当いたしておるという形をとつております。

○清澤俊英君 その場合、さつき問題になった二千円のリバートといふものは、輸出会社を通り越してメーカーから直接取るのであります。しかしながら、これらはまだ比較的新しい仕事でございますだけに、今後いろいろそういう点について一段力を注がなければならぬ分野、研究が残つております。しかしながら、これらはまだ比較的新しい仕事でございますだけに、今後いろいろそういう点について一段力を注がなければならぬ分野、研究が残つております。しかしながら、これらはまだ比較的新しい仕事でございますだけに、今後いろいろそういう点について一段力を注がなければならぬ分野、研究が残つております。

○河野謙三君 その場合、さつき問題になった二千円のリバートといふものは、輸出会社を通り越してメーカーから直接取るのであります。しかしながら、これらはまだ比較的新しい仕事でございますだけに、今後いろいろそういう点について一段力を注がなければならぬ分野、研究が残つております。

がつまる。金融のつまたものをどうするか。政府が一方において設備資金その他の名目において出した金が、やつぱりそちの方に回ってくる、こよういうことになる。だから私は輸出会社の赤字というものは、政府が監査監督する権限があるのだから、それによつてもう少し、今までのよう機械的に内地のマル公と輸出の差額をもつて赤字と、それで二十数億たまつた、それをとつてもつて輸出会社の赤字だということを政府が承認するに至つては、私ははなはだ奇怪千方百だと、こう思つてゐるのですがね。今後そういう方式を続けるのですか。と同時に、私はもう一つ伺いたいのは、ここに輸出会社の期限が切れまして延長する場合に、二十数億、私が申し上げたように、すっかり清算して、そうして新しく輸出会社がスタートする場合に幾ら引き継ぐでしよう。今のこの数字を引き継ぐのか。政府がすっかり監督の責任において精査したもの引き継ぐのか、その点は一体どうなるのですか。

出ておる二十五億については、一応限  
期間が終つて、新しくさうに五年間  
延長ということに相成るのであらうか  
ら、その処理をどうするかという御指  
摘でござりまするが、実は私どもも、  
この機会に一度この赤字を、先ほど申  
したように、輸出コストを一べん洗  
てみて、さらにもそれと輸出価格との差  
額で、きれいに清算をしてみる必要もあ  
るうかとも思つておりまするし、い  
ずれにいたしましても、輸出会社の經  
理につきましては、通産省といたしま  
しては、直接の監督官庁でござります  
ので、ちょうどこの肥料二法の第一次  
の期限が七月末で到来をいたして参り  
まするし、そのときがちょうど決算期  
でございますので、関係業界の意向もた  
だしながら、再検討を加えてみたいと  
思つております。

融通して、そうして肥料の合理化をやるのだと、そうして国民全体の力において肥料工業の合理化をやりながら、それがあるいはからんや、そのうちの全部とは申しませんけれども、相当部分が硫安輸出会社の方の金融に回っておるということに私は当然なると思う。そちらのところを十分きれいに一つ私は計算を建て直してもらわなければいけない、こういうふうに思うのですが、この点についてはもう一ぺん村田さんの、一つの希望意見でもけっこうですから、そういうふうに清算を一へんして、そして新規に出直すという形にするかしないか、あなたの個人的な意見だけつこうですから伺いたい、こう思ひます。

それからもう一つは、時間の関係もありますので、引き続いて、関連事項とは離れますけれども、貿易関係で問題ですが、これもリベートの問題ですが、カリの輸入をする場合に外貨割当をしていますね。そのカリの輸入の場合に、入札して、外貨割当して、その後においてカリ会社がリベートを出す。で、そのリベートを出したカリ会社は、また外国のカリ会社からリベートを取るということになつておるような事実を私承知しておりますが、通産省なり農林省は、そういうことを御存じですか。

○ 説明員（村田豊三君） 前段の御指摘の点についてお答えをさしていただきますが、私ども個人的には、御指摘の計算上の赤字を整理するというその方法も一つのやり方であるという感じ通り、確かにこの機会にきちんと過去の計算上の赤字を整理するというのを抱いております。役所全体、監督官廳であります通産省全体といたしまし

ては、なおく上司に詰りまして、また関係業界の意見等を徴しました上で善処いたしたいと思います。

○政府委員(須賀賢二君) カリのリベートにつきましては、私自身がよく承知をしておらない。係りのものもよく承知をいたしておらないようであります、至急調べましてお答え申し上げます。

○河野謙三君 私の申し上げたことをもう少し具体的に申しますと、たとえばアメリカなり、歐州なり、ソ連なりのカリの入札が、あなたの方で厳止に入札できりますね。その後において、たとえばこれらのかリの輸入割当をもらつた商社が、全購連なら全購連なりに、カリの市況が非常に弱いというふうなことでリベートを出しますね。出しておることは過去においてありますよ。そうすると、商社が全購連なり、その他の自分のお得意さんんにリベートを出せば、出しちばなしでは、それじゃそろばんが合いませんから、今度は外国のカリ会社に対し、国内の価格が、市況が弱い、ついてはこれだけのリベートを出して何とか商売を確保した、だからあなたの方からも一ついリベートとして出してもらいたいということで、当然外国のカリ会社もこちらの代理店と申しますか、輸入商社にリベートを出しますね。こういう経過になつているでしよう。もしそれをあなたの方で知らないと、またそういうことがないということにしても、今後そういうことが行われた場合、私は法律違反になると思うのですが、どうです。

その外国の、たとえは五十ドルなら五十ドルで買うのだということで外貨調達をもらつた。それでカリを入れたと

ところが、その後において二ドル、リベートがあった、四十八ドルで実際は貢うたといふと二ドルの外貨はどこへ行つてしまふのです。政府は大事な外貨貿易を正当をしているのでしよう。五十ドル、しかし実際は四十八ドルで取引ができるたとういことですね、この場合は違法じゃありませんか。今まで事実がなかったという前提でようござります。あるのだけれども、なかつたという前提で、今後もしそいうことが行われた場合には、政府はどういう処置をとられますか。

○政府委員(須賀賢二君) そういう事実があつたかないかにつきましても、私どもは十分確認いたしておりませんので、至急調べたいと思っておりません。なお、これが為替管理法その他に抵触をして違反の事実があるかどうかにつきましても、それらのところを専門に扱っております部局とよく連絡をとりまして、それらの法律関係は至る調べてみたいと思います。

○河野謙三君 これは幸い政務次官が詳しいらしいから……、今申し上げるように、五十ドルで買ったものが実際は四十八ドルであった。その二ドルだけ、要するに政府の貴重な外貨を永々使ったわけですね、これはりっぱな違反だ。何も調査するもしないもないと思うがね、それは政務次官どうです。

○政府委員(高橋寅君) いろいろそういう場合、何らかの条件があるかとも思いますが、単純に、たゞいま御指摘のように、五十ドルで輸入をして、そのままにして五十ドルの代金を払った。その後に二ドルだけ返ってきたということであれば、実際の代価は四十八ドルで

いさいます。従つて、差額の一ドル分のもしも為替の手続がとられていないということであれば、その限りにおいては違反だと思います。

○河野謙三君 だから、もし五十ドルというものが、その後の取引の経過において四十八ドルになつたという場合においては、その手続をしなければいかぬでしよう。手続をしないで、五十ドルで買ったような顔をして、「二ドルだけどっかへ持つていつてしまう。これでは明らかに法律違反でしよう。

次に、もう一つ伺いたいのは、この法律は午前中申し上げましたように、過剰対策という法律になつていなければいけないのです。だからこの法律そのものは、もし本院をこれで通過させるとすれば、問題はこの法律の運用に非常な大きな幅を持たせなければいかぬと同時に、この運用をするところの生産、農林両省に非常な大きな責任が私は残つてくると思うのです。そこで、その中で一つお尋ねしたいが、価格決定の方式は従前通りバルク・ライン方式そのまま踏襲されるのですか、それともこの価格決定方式は最近の生産事情、消費事情等を考えて、多少の修正を加えようというお考えになつてゐるのか、從来そのままの価格決定方式をとられるのか、どちらなんですか。

## ○政府委員(須賀賢二君) 今回の第二二

○政府委員(須賀賢二君) 今回の第二  
次合理化計画では、五十五ドルから四  
十七ドルへということになつておるの  
であります。が、当初三年ばかりの間  
は、一応その間に工事が進みます場合  
その他いろいろ計算をしてみます。す  
と、比較的その効果として出て参りま  
すものは幅が小さいようでございま  
す。と申しますのは、これは河野委員  
よく御存じでございますが、第一次合  
理化計画の場合には量産を伴いまし  
て、その量産による価格の期待等が非  
常に大きかったりするので、まだ決して

ものはあまり期待しないでもらいた

ものはあまり期待しないでもらいたいと思ふ。こういうことが本音じやないかと、うなづかせます。

○河野謙三君（須賀賢二君） 五年後におきまして四十七ドルに下るということを期待しているわけでござります。先ほど申し上げた通りの説明でござります。

○河野謙三君 だから、五年後には期待しろと言われるけれども、ただし初めの三年は足踏みだ。あの四年なり五年、一歩しつづける、二歩、三歩

い、やるべき」とはやつてもらうよう

い、やるべきことはやつてもらうよう  
に、四十七ドルが実現いたしますするよ  
うな最大の努力を払つて参りたい心が  
まえでいる次第でございます。

○河野謙三君 最後に私は一つ申しま  
すが、まあこの段階まできて、この法  
律がどうだこうだと言つても、時間的  
にも仕方がありませんから、これ以上  
申しませんけれども、ただ、午前、午  
後を通じて私が申し上げましたことな  
んですが、一方においては、メーカー  
のために国費を投じていろいろ保護助  
成をすると言へますが、一方こちらへ

て、全生産量の半分以上のものが肥料

て、全生産量の半分以上のものが肥料の値だ、肥料にウエートがかかるといふ会社がみんな無配もしくは赤字だということは、これはもう現実に現われている。だからメーカーも国で肥料工業育成のために助けたらしいと思う。助けたらしい。助けたような顔をして実は助けていない。メーカーはちつとも喜んでいない。同時に農家もちつとも喜んでいない。私は強く言いますけれども、この法律は農家のためになると、言つても、農家はちつともありがたがりはない。まことに、ちつともありがたがりはない。

○政府委員(須賀賢二君) 今回の第二回合理化計画では、五十五ドルから十七ドルへということになつておるのあります。すなはち、当初三年ばかりの間は、一応その間に工事が進みます場合、よく御存じでござりますが、第一次合理化計画の場合には量産を伴いまして、その量産による価格の期待等が非常に大きかつたのでございませんけれども、今回の場合はそれがございませんので、比較的初期の間は小幅な値下りにしかならないのではないか。ただ小幅にいたしましても、従来のバルク・ライン方式によりまして計算をいたしましたものによりまして、肥料審議会で十分御審議を願つてきめたいたと思つております。

○河野謙三君 そうしますと、ちょっとつじじまが合わなくなるね。今私は経済局長が言われた通りだと思うのですよ。ところが一応合理化の五カ年計画を立てまして、今後四十七ドルかにする、こう言うのでしよう。それは相当大幅な値下りですよ。一方においては量産を伴う合理化だから、値下りといふものは二年にしろ三年にしろそうちなんですよ。で、私はそれだからどちらに、初めの二年、三年は大して値下りがでなくなつて、しまいの四年、五年の間に一ぺんに五ドルも七ドルも下げようなんていつても、これはできないことなんですよ。で、私はそれだから論は、五年延ばして合理化を一生懸命でやるけれども、合理化の効果とい

す。と申しますのは、これは河野委員の御存じでござりますが、第一次合理化計画の場合には量産を伴いまして、その量産による価格の期待等が非常に大きかつたのでございませんけれども、今回の場合はそれがございませんので、比較的初期の間は小幅な値下りにしかならないのではないか。ただ小幅にいたしましても、従来のバルク・ライン方式によりまして計算をいたしましたものによりまして、肥料審議会で十分御審議を願つてきめたいたと思つております。

○河野謙三君 そうしますと、ちょっとつじじまが合わなくなるね。今私は経済局長が言われた通りだと思うのですよ。ところが一応合理化の五カ年計画を立てまして、今後四十七ドルかにする、こう言うのでしよう。それは相当大幅な値下りですよ。一方においては量産を伴う合理化だから、値下りといふものは二年にしろ三年にしろそうちなんですよ。で、私はそれだからどちらに、初めの二年、三年は大して値下りがでなくなつて、しまいの四年、五年の間に一ぺんに五ドルも七ドルも下げようなんていつても、これはできないことなんですよ。で、私はそれだから論は、五年延ばして合理化を一生懸命でやるけれども、合理化の効果とい

ういうことが本音じゃないかと思うのですが、そういうことじやないのですか、どうなんですか。

○政府委員(須賀賢二君) 五年後におきまして四十七ドルに下るということを期待しているわけでござります。先ほど申し上げた通りの説明でござります。

○河野謙三君 だから、五年後には期待しろと言われるけれども、たゞ最初の三年は足踏みだ。あと四年なり五年で一べんに下げる。こういう御趣旨だと思うのだが、これは私はそんなむちやは言いませんよ。私も多少肥料のことを知つてゐるんだから、むちやは言いませんが、だからそれよりも三年先にしろ、四年先にしろ、五年先にしろ、大して合理化の効果は、量産を伴うこととはできないのですから、大して効果は生まれてきません。といつて、効果はないからといって放り出すわけにはいかないので、できるだけのことはやります。これが平たく言つて政府のお考えじゃないですか。あまり期待の持てないものを期待を持たして、そうしてあとでがっかりさせることはやります。これが平たく言つて政府のお考えじゃないですか。されることは、これははなはだ心外ですよ。もつとメーカーならメーカーのためになるように、農家なら農家のためになる、こういうボイントだけははずしゃいかぬという点をはつきりとつかまれたらしいと思う。片方の手で与えているかと思うと、片方の手で求めておる。片方の手で求めているかと思えば片方の手でまた今度与えておる。こういうことですよ。非常に法の運営というものについては不徹底さがあるものだと私は思う。私はメーカーの運営が非常に苦しいということともよくわかります。肥料会社で今配当をしておるというようなところは、大体自分の会社の全販売数量のうちの三〇%ないし二〇%が肥料である。肥料の占める部分が小さい会社が肥料の会社としてどうやら配当しているのであつ

て、全生産量の半分以上のものが肥料の値だ、肥料にウエートがかかるつていう会社がみんな無配もしくは赤字だと。うことは、これはもう現実に現われている。だからメーカーも国で肥料工業育成のために助けたらしいと思う。助けたらしい。助けたような顔をして実は助けていない。メーカーはちつとも喜んでいない。同時に農家もちつとも喜んでいない。私は強く言いますけれども、この法律は農家のためにと言つても、農家はちつともありがたがりません。再三再四言いますけれども、農家はこの法律の期限が切れると同時にほうり出したら一番いい。これはこの法律で肥料屋さんはもうかるかもしれない。再三再四言いますけれども、農家はこの法律で迷惑ですよ、こんなもの。だけれども、しいて農家のためにといふ気持があるならば、この気持が現実に農家のふところに届くようにならなければなりません。私は時間切れで残念でございますけれども、この法律はまだ討論じやございませんから、いずれあとで意見を申し上げますけれども、質問はこれで一応打ち切ります。

めていく場合に、ダンピングが行われるのではないか。品物を輸出するため、肥料を輸出するためには、ダンピングを行なつていくと思うのですが、それが計算上の赤字になつて出てくる。こういう問題が出てくるわけである。ところが私は先ほどカリの話がありましたけれども、単にカリだけではなくて、貿易に携わっているものは、結構一つも損をしていないのじゃないか、こういう問題が出てくると思うのです。たとえばかりにインドを考えてみると、インドから鉄鉱石をみるといふと、インドから鉄鉱石を輸出の価格と、それから国内の生産者は赤字といえども、やはり相當安いくあります。

○東臨君 輸出価格が非常に安くなるわけですね。安くなるから、この計算上には非常に赤字が出てくるわけだ。この計算上の赤字というものが、結局は全然ないのじゃないかと思つております。

○東臨君 輸出価格が非常に安くなるのですけれども、私はこの計算上の赤字といえども、やはり相当安いくあります。たとえばかりにインドを考えてみると、印度から鉄鉱石を輸出の価格と、それから国内の生産者は赤字といえども、やはり相当安いくあります。

○委員長(秋山俊一郎君) 御異議ないで下さい。他に御発言もなければ、質疑は終局としたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(秋山俊一郎君) 御異議ないで下さい。附帯決議案を付して本案に賛成したのではありません。

○委員長(秋山俊一郎君) ほかに御意見もないようですが、討論は終局したるものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(秋山俊一郎君) 御異議ないで下さい。附帯決議案を付して本案に賛成したのではありません。

○委員長(秋山俊一郎君) 全会一致でござります。よって本案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。次に、討論中に述べられました河野君提出の附帯決議案を議題といたします。

○委員長(秋山俊一郎君) 河野君提出の附帯決議案を本委員会に左の案件を付託されたります。

一、農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案(予備審査のための付託は三月六日)

三月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、漁港法の一部を改正する法律案(衆)(予備審査のための付託は同日)

これが、直ちに直接農民に何らかの影響を及ぼすではないかという御指摘のようござりますけれども、その点は全然ないのじゃないかと思つております。

○東臨君 輸出価格が非常に安くなるわけですね。安くなるから、この計算上には非常に赤字が出てくるわけだ。

○委員長(秋山俊一郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局としたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(秋山俊一郎君) 御異議ないで下さい。それではこれより討論に入ります。

○河野謙三君 私は、次に申し述べます。附帯決議案を付して本案に賛成したのではありません。

○委員長(秋山俊一郎君) 御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。

○河野謙三君 私は、附帯決議案を朗読いたします。

○説明員(村田慶三君) これは肥料を輸出でダンピングして安く売るから、その安く売った、何と申しましようか、赤字部分を国内のマル公に転嫁いたしますれば、これは御指摘の通りダンピングのしわが農民に寄つておるではないか、國內に寄つておるのではないか、國内に寄つておるのではないか、農民の負担にこれはなつてくる、しゃせになつてくると、こういうように考えるのですが、そういう面はございませんか。

○説明員(村田慶三君) 肥料を直接、ただいま御指摘のようなベーターとか、見返り輸入ということに関連なしに直接輸出いたしました場合には、これはもうその輸出の事態が直接農民にかぶつてくるといふ問題がないことは御理解いただけておるかと存じます。また肥料とパートナーで、たとえば肥料を輸出して見返りに砂糖を輸入してきました、砂糖は国内で有利に売れたという

○説明員(村田慶三君) これは肥料を輸出でダンピングして安く売るから、その安く売った、何と申しましようか、赤字部分を国内のマル公に転嫁いたしますれば、これは御指摘の通りダンピングのしわが農民に寄つておるではないか、國內に寄つておるのではないか、農民の負担にこれはなつてくる、しゃせになつてくると、こういうように考えるのですが、そういう面はございませんか。

○説明員(村田慶三君) これは肥料を直接、ただいま御指摘のようなベーターとか、見返り輸入ということに関連なしに直接輸出いたしました場合には、これはもうその輸出の事態が直接農民にかぶつてくるといふ問題がないことは御理解いただけておるかと存じます。また肥料とパートナーで、たとえば肥料を輸出して見返りに砂糖を輸入してきました、砂糖は国内で有利に売れたという

○説明員(村田慶三君) これは肥料を直接、ただいま御指摘のようなベーターとか、見返り輸入ということに関連なしに直接輸出いたしました場合には、これはもうその輸出の事態が直接農民にかぶつてくるといふ問題がないことは御理解いただけておるかと存じます。また肥料とパートナーで、たとえば肥料を輸出して見返りに砂糖を輸入してきました、砂糖は国内で有利に売れたという

○説明員(村田慶三君) これは肥料を直接、ただいま御指摘のようなベーターとか、見返り輸入ということに関連なしに直接輸出いたしました場合には、これはもうその輸出の事態が直接農民にかぶつてくるといふ問題がないことは御理解いただけておるかと存じます。また肥料とパートナーで、たとえば肥料を輸出して見返りに砂糖を輸入してきました、砂糖は国内で有利に売れたという

○委員長(秋山俊一郎君) 全会一致でござります。よって本案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(秋山俊一郎君) それでは、河野君提出の附帯決議案を議題といたします。

○委員長(秋山俊一郎君) 河野君提出の附帯決議案を本委員会に左の案件を付託されたります。

一、農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案(予備審査のための付託は三月六日)

三月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、漁港法の一部を改正する法律案(衆)(予備審査のための付託は同日)

漁港法の一部を改正する法律案

漁港の一部を改正する法律  
漁港法（昭和二十五年法律第百三  
十七号）の一部を次のように改正す  
る。

第十九条第一項中「施行しようと  
する場合」の下に「（次条第一項の特  
定第二種漁港に係る場合を除く。）」  
を加え、同条の次に次の一条を加え  
る。

（特定第三種漁港の漁港修築計画  
等）

第十九条の二 特定第三種漁港（第  
三種漁港のうち水産業の振興上特  
に重要な漁港で政令で定めるもの  
をいう。）については、国以外の者  
が行う漁港修築事業についても、  
その漁港修築計画は、農林大臣が  
第十七条第一項の漁港の整備計画  
に基いてこれを定める。この場合  
において、農林大臣は、当該施行  
者たるべき者の意見を徵し、その  
意見を尊重してこれを定めなけれ  
ばならない。

2 国以外の者が前項の漁港修築計  
画に基いて漁港修築事業を施行し  
ようとする場合には、農林大臣の  
許可を受けなければならない。

3 農林大臣は、事情の変更その他  
の事由により必要があるときは、  
第一項の例により同項の漁港修築  
計画を変更することができる。

4 第一項又は前項の規定により漁  
港修築計画を定め又は変更しよう  
とする場合には、前条第五項から  
第七項までの規定（第五項後段の  
規定を除く。）を準用する。この場  
合において同条第五項前段中「第  
一項又は第三項の場合において、

漁港修築事業を施行しようとする  
者とあるのは「第十九条の二第一  
項又は第三項の場合において、農  
林大臣」と、第七項中「当該施  
行者たるべき者」とあるのは「國」と  
それぞれ読み替えるものとする。

第二十四条の四第一号中「第二十  
二条第一項」を「第十九条の二第三  
項の規定による変更があつたとき、  
第二十二条第一項」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行  
する。

2 この法律施行前に漁港法第十九  
条第一項の規定により許可された  
漁港修築事業であつて改正後の漁  
港法第十九条の二第一項に規定す  
る漁港に係るもののに施行について  
は、なお從前の例による。

三月十八日本委員会に左の案件を付託  
された。

一、水産物小売業者の育成施策確立  
に関する請願（第一三六七号）  
一、東京都中央卸売市場足立分場魚  
類部敷地拡張等に関する請願（第一  
一三六八号）

一、長崎県佐世保港外投げよう禁止  
による漁業損失補償の請願（第一  
四五七号）

第一三六七号 昭和三十四年三月  
九日受理

水産物小売業者の育成施策確立に關  
する請願（三通）

請願者 東京都北区王子二ノ二  
〇王子魚商組合 小

紹介議員 鮎川 義介君  
泉益雄外三名

三四二佐世保市漁業協  
同組合長 松本義隆外  
三名

水産物小売業者を指導育成するため、  
（一）水産物小売業者の市場別登録制を  
実施すること、（二）水産庁内に消費部  
を設け、小売商の実態をあくし、水  
産物小売商の適確な育成対策を各般に  
わたつて実現すること等の施策をすみ  
やかに講ぜられたいとの請願。

第一三六八号 昭和三十四年三月  
九日受理  
東京都中央卸売市場足立分場魚類部敷  
地拡張等に関する請願（三十六通）  
請願者 東京都足立区五兵衛町  
二六綾瀬婦人会内 永  
田うめ志外三十五名  
紹介議員 鮎川 義介君

東京都中央卸売市場足立分場魚類部  
は、その敷地が狭いため、中央卸売市  
場（築地）との調整転送が不完全とな  
り、消費者、生鮮食品取扱業者の望む  
生鮮食料品卸売市場としての機能が発  
揮されず、ために分場周辺二百万都民  
の食生活に十分なる供給がなされてい  
ないから、（一）中央卸売市場足立分場  
魚類部敷地一万坪の拡張、（二）その施  
設の充実改善のすみやかな実施、  
(三)中央市場と足立分場との調整転送  
の完全実施を実現するとともに、以上  
三項のすみやかな実現を期するため、  
大幅な国庫補助を行われたいとの請  
願。

長崎県佐世保港外投げよう禁止によ  
る漁業損失補償について、講和条約差  
効後の昭和二十七年四月二十九日以  
後の補償は実施されたが、講和条約差  
前年の昭和二十六年四月十三日から昭  
和二十七年四月二十八日までの補償につ  
いては当局に再三交渉したが、いまだ  
その実現をみないのはまことに不可解  
であるから、右一箇年分の漁業損失補  
償をすみやかに行われたいとの請願。

請願者 秋山後一郎君

長崎県佐世保港外投げよう禁止によ  
る漁業損失補償について、講和条約差  
効後の昭和二十七年四月二十九日以  
後の補償は実施されたが、講和条約差  
前年の昭和二十六年四月十三日から昭  
和二十七年四月二十八日までの補償につ  
いては当局に再三交渉したが、いまだ  
その実現をみないのはまことに不可解  
であるから、右一箇年分の漁業損失補  
償をすみやかに行われたいとの請願。

請願者 長崎県佐世保市東浜町

第一四五七号 昭和三十四年三月  
十一日受理

長崎県佐世保港外投げよう禁止によ  
る漁業損失補償の請願

請願者 長崎県佐世保市東浜町

昭和三十四年三月二十六日印刷

昭和三十四年三月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局